

学校における
インクルーシブ遊具活用の手引



福岡県教育委員会

目次

1 共生社会とインクルーシブ遊具	・・・ 1
2 遊具の紹介	・・・ 2
3 インクルーシブ遊具の活用事例	・・・ 11
4 「交流及び共同学習」による活用	・・・ 14

1 共生社会とインクルーシブ遊具

■ 共生社会の実現に向けて

共生社会とは、「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと」とされています。そして、それは誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。

福岡県は共生社会の実現を目指しており、そのための取組の一つとして、障がいの有無に関わらず子どもたちが一緒に遊べる空間を県営公園に整備しています。

■ インクルーシブ教育システムとは

共生社会の実現には、「障がい者の権利に関する条約」に基づく「インクルーシブ教育システム」の理念を実現し、進展させていくことが重要です。

インクルーシブ教育システムとは、障害者の権利に関する条約第24条において、「人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な限り最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み」と定義されています。

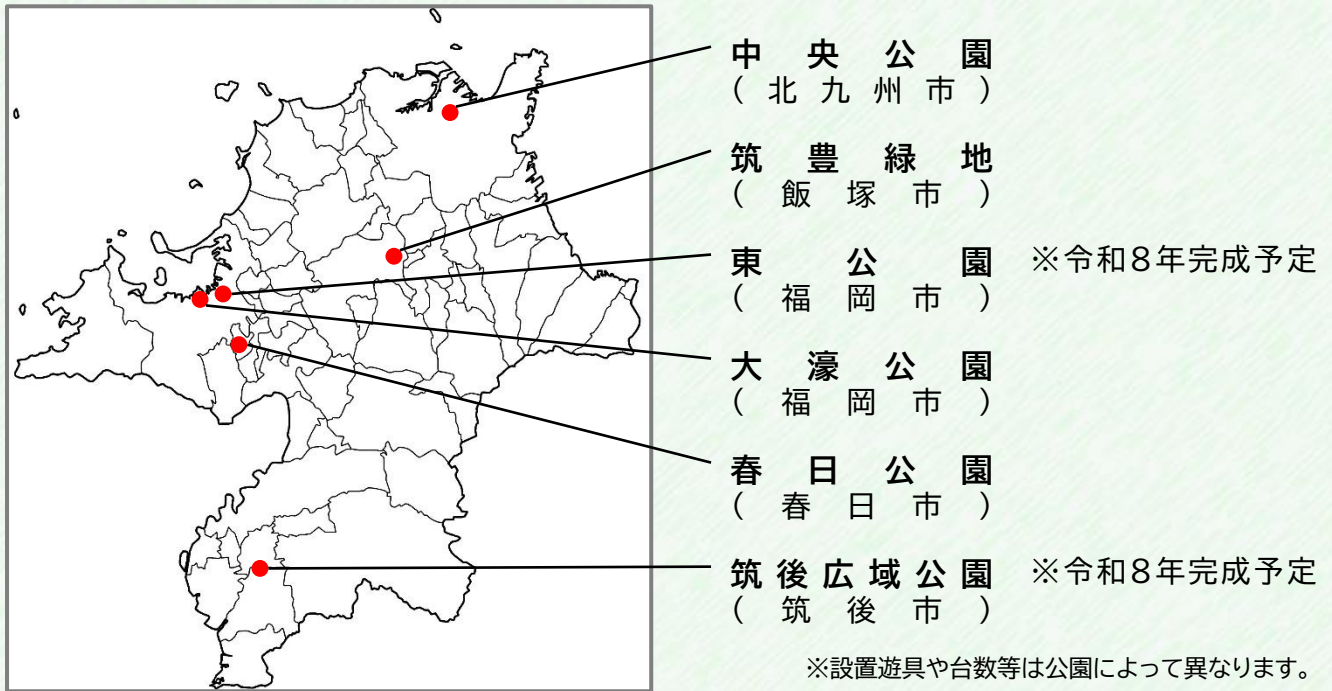
■ インクルーシブ遊具について

インクルーシブ遊具は、共生社会の実現を目指したものであり、それは障がいのあることと障がいのない子どもが共に学ぶ場を構築する、インクルーシブ教育システムの理念につながるものです。

学校教育にインクルーシブ遊具を活用することは、障がいのある人たちが感じている困難さ等について、子ども達に考える視点を与えるなど、障がいのある人たちに対する理解を深めるとともに、障がいのあることと障がいのないこととの交流の促進にもつながるなど、共生社会の実現に寄与する取組と言えます。

2 遊具の紹介

福岡県では、県内6つの県営公園にインクルーシブ遊具の設置をすすめています。



この手引では、筑豊緑地に設置されているインクルーシブ遊具とその特徴を紹介します。

複合遊具



様々な動線があり、多様な子どもたちが一緒に遊ぶことができます。
車いすに座ったままでも利用しやすいように、スロープや触って楽しむ仕掛け等が備えられています。滑り台の中には、車いすから乗り降りしやすいように設計されているものもあります。

複合遊具(背面側)



車いすに座ったまま楽しむことができる仕掛けや工夫



スロープで遊具へ



座ったまま楽しめる動線



触って楽しい仕掛け



車いすから降りて滑り台へ



滑り終えて、車いすへ



レインボービート

鉄琴のような音になる遊具で、心地よい音色を届けます。
車いすに座ったままでも利用することができます。



皿型のブランコ

座面が広く皿型になっており、座位をとることが困難なこどもであっても、寝転んで利用することができます。複数人でも一緒に楽しむことができます。



※写真は利用のイメージ

サポート付きブランコ



2種類どちらのブランコもサポートがついており、体幹が弱い方や小さなこどもでも安心して利用することができます。

ふたりで向かい合って楽しめる黄色のブランコ



友だちと一緒に

大人とこどもで

上半身をしっかりサポート
青色のブランコ



※写真は利用のイメージ

サポート付きターザンロープ

しっかりとしたサポートがついており、体幹が弱い方や小さな子どもでも安心して利用することができるターザンロープです。



アクセシブルトンネル

中に入ると、周囲と少し距離を置いて、ひっそりとした空間で遊ぶことができるトンネル遊具です。車いすに座ったままでも遊ぶことができる仕掛けが備えられています。



※写真は利用のイメージ

エアログライダー



車いすに座ったまま利用することができるように、遊具の入り口がスロープになっている「揺れる遊具」です。遊具乗車面も広いスペースがあり、複数人で楽しむことができます。



スロープから乗車面へ



広々した乗車面



揺らしてもらって楽しめる

※写真は利用のイメージ

ベッドジャンパー

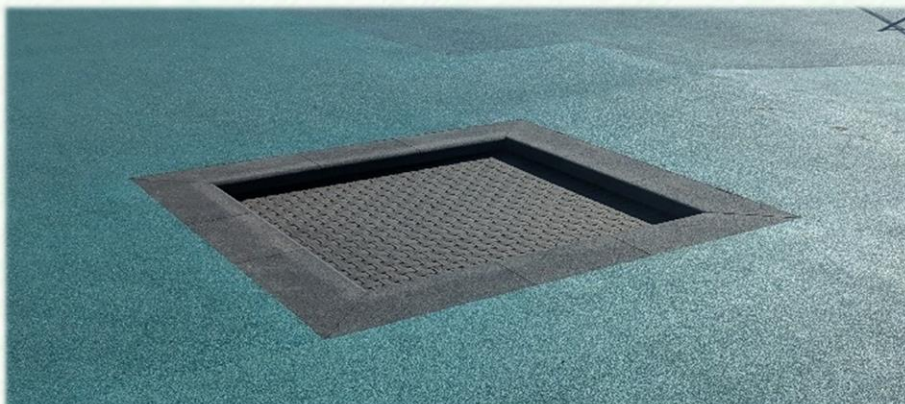


ベッドの上で飛び跳ねるように遊ぶことができる遊具です。
車いすに座ったままでも近づきやすく、座位をとることが困難な方であっても、安心して寝転んで揺れを楽しむことができます。ベッドは広く、複数人でも安全に遊ぶことができます。



トランポリン

地面に埋め込まれており、車いすに座ったまま利用することができるトランポリンです。



※写真は利用のイメージ

テンスピン

複数人で利用することができる回転遊具です。
車いすに座ったままでも近づきやすく、座面も車いすから乗り降りしやすい高さに設計されています。

膝立ち・立ち乗りなど、好きな姿勢で利用することができるように設計されており、座位をとることが困難な子どもであっても、座面に寝転んで利用することができます。



砂場

高い位置につくられている砂場です。
車いすに座ったまま、複数人でも同時に楽しむことができます。



※写真は利用のイメージ

その他の配慮



大屋根広場

遊具の利用が難しい方が寝転んだり、小さなこどもがハイハイして遊んだりすることができるスペースです。

休憩や見守りスペースとしても利用することができます。



休憩施設

休憩や見守りスペースとして、複数の四阿(あずまや)を設置しています。



駐車場

障がいがある方や妊産婦の方も利用しやすいように、遊具広場の近くに駐車場を整備しています。



トイレ

これらの他にも、転倒による衝撃を和らげるために、遊具広場をゴムチップ舗装にする配慮も施しています。

特に遊具の近辺は、遊具からの落下等のリスクを考慮し、その他のエリアよりも厚い舗装構成としています。

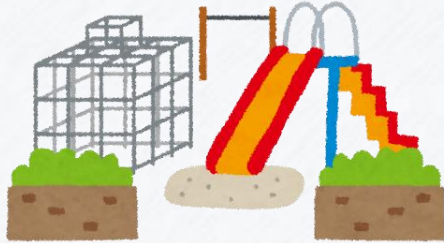
広場部分:ゴムチップ厚10mm
遊具周辺:ゴムチップ厚40mm



遊具広場の近くには、バリアフリートイレ2区画を備えたトイレを整備しています。
体の大きな方も横になれる介助用ベットやオストメイトも備えています。

3 インクルーシブ遊具の活用事例

学校においては、子どもたちが教育課程を通して地域の人々と目標やビジョンを共有し、課題発見・解決すること等を通して、よりよい社会の創造に積極的に関わっていくことが求められています。



「公園」は子どもにとって身近な社会そのものであり、どの子にとっても自分事になりやすいものであって、教育的な意義を多く含むものです。

特に「インクルーシブ遊具」については、出会い方を工夫することで、子どもの好奇心等を強く刺激し、質の高い探究的な学びにつなげることが期待されます。

ここでは、総合的な学習の時間(小学校)における活用例について紹介します。

総合的な学習の時間(小学校)における活用例

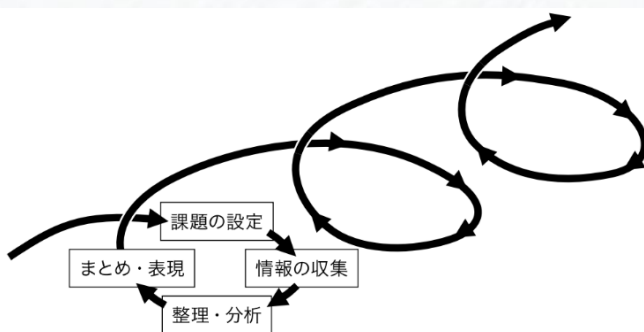
総合的な学習の時間においては、学習過程を探究的にすることが重要であり、そのためには、次のような4つの過程を踏まえる必要があるとされています。

①
課題の設定

②
情報の収集

③
整理・分析

④
まとめ・表現



■日常生活や社会に目を向け、児童・生徒が自ら課題を設定する。

■自らの考えや課題が新たに更新され、探究の過程が繰り返される。

「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(小学校編)」(令和3年3月 文部科学省)から引用

このことを踏まえて、①と④の過程における活用について例示します。

「①課題の設定」における活動例

自分にとっての常識を覆されるような「新しい事象」と出会うと、そこに感じる「ずれ」や「隔たり」から、「なぜ?」「知らなかった」そして『知りたい』という思いを強めていきます。

①

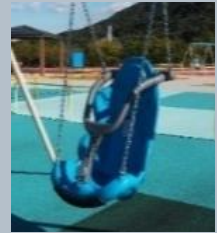
これまでの常識



こどもが感じる
「ずれ」

ぼくが、いつも
遊んでいるブランコと
少し違うよ。

新しい事象



知りたい



どうしてこのようなブランコが
設置されているのかな?

かわった形の遊具が設置されている理由を調べてみたいな。
誰が、どのように使うのかな。

学習計画
づくり

そのために教師は、「事象の提示」「体験活動の位置付け」「ゲストティーチャーの招聘」等の支援を行います。

②

困っている当事者やご家族、公園関係者や遊具の設計者等に聞き取りを行ったり、インターネット等で調べたりする。

情報収集のための支援として、体験活動を位置付けることも重視されています。

③

集めた情報を整理・分析し、事実関係を把握したり適切な解決方法について話し合ったりする。

思考を可視化する「思考ツール」の活用を促す等の支援を行います。

④

表現・発信したり、考えた案を実践したりする。



4 「交流及び共同学習」による活用

「交流及び共同学習」とは、

障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、一緒に参加する活動を通じた学習のことで、インクルーシブ教育システムの構築につながるものです。

障がいのあるこどもにとって

経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育みます。



障がいのないこどもにとって

相互理解を深め、思いやりの心を育てる機会となります。

福岡県においては、特別支援学校と近隣の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等とで行う交流及び共同学習(学校間交流)の積極的な実施をすすめています。

学校間交流の実施にあたっては、対面の場において行う「直接交流」だけでなく、直接交流の前後等に実施する「間接交流」の時間も大切にしています。

「交流及び共同学習」を位置付けた単元構成の例

	導入 間接交流	展開 直接交流	終末 間接交流
特別支援学校	○手紙や作品交換、オンライン等によるお互いの紹介	交流会等による直接的な交流	○手紙や作品交換、オンライン等による事後の交流
幼・小・中・高等	○直接交流の内容に関する交流や事前の準備等		○日常的な関わりや継続的な関係作りに向けた取組等

インクルーシブ遊具は、障がいの有無に関わらず、全てのこどもにとって利用しやすい設計となっていることから、特に直接交流の時間においては、最適な場・教材になることが期待されます。

「交流及び共同学習」の実際(直接交流 の時間)

インクルーシブ遊具が設置されている公園近くの特別支援学校小学部の児童と義務教育学校の児童が、交流及び共同学習を実施したときの様子です。



協 力

それぞれの子どもたちは事前に学習したり、間接的に交流したりしたうえで、当日を迎えました。

交流を始める前に両校で行った「始まりの会」では、役割を分担し、協力して進行を行いました。

共 感

座面が広く、体をあずけることができるブランコでは、両校の子どもが同時に座って楽しむことができました。

ブランコの面白さや揺れの心地よさを一緒に感じることで、初めて会う友だちとの距離感も一瞬で縮まりました。



共 有

音のなる遊具で思い思いに遊んでいる様子です。

一緒に音をならしたり、順番に遊んだり、同時に演奏したりするなど、自然に関わり合うこどもの姿を見ることができました。



共 通

「次はどこに行く?」「あっちの方に行ってみよう!」

そんな会話をしながら手を繋いで移動しています。

場所や時間を共にすることで、こどもは自然と共通する目的や願いをもち、自ら繋がりが合っていくのです。





発行日 / 令和8年3月

発行 / 福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課

制作 / 福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課
福岡県建築都市部公園街路課

所在地 / 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

T E L / 092-643-3914 (特別支援教育課)